医療機関等で受診される東日本大震災の 被災者の皆さまへ



医療機関等における窓口負担の免除について

- ① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、<u>有効期限が切れていない免除証明書</u>を 提示する必要があります。
 - ▶現在、免除証明書をお持ちの方は、<u>有効期限を</u> ご確認ください。
- ② 現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、 ご加入の医療保険の保険者により、引き続き、 窓口負担が免除されることがあります。
 - ▶窓口負担が免除される場合、<u>有効期限が</u> <u>更新された新しい免除証明書</u>を、医療機関等の 窓口でご提示ください。
 - (※) 窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により 異なります。

なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、<u>新しい免除証明書はご加入の医療保険の保険者から送付</u>されますので、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。



窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

- ◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。
 - 入院時の食費、居住費
 - ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
 - ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等